

令和7年度パラアスリート支援事業費助成 申請要領

1 趣 旨

公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)は、ロサンゼルス 2028 パラリンピック競技大会またはミラノ・コルティナ 2026 パラリンピック競技大会、東京 2025 デフリンピック競技大会またはインスブルック 2027 デフリンピック競技大会に静岡県ゆかりの選手が多く出場できるよう、静岡県が決定した支援選手が競技力向上のために行う強化活動を支援します。

2 申請できる人

令和7年度、静岡県が支援選手として決定した方（以下「支援選手」という。）が申請できます。

3 支援の内容

支援選手が競技力向上のために支出する、強化活動に係る経費の自己負担分を補助上限額までの範囲内で補助します。

補助の上限額は別紙通知のとおりで補助率は要する経費 10 分の 10 以内です。

(1) 補助の対象とする経費

ア 補助対象が「旅費」と「負担金」の方

旅費	選手の交通費や宿泊費、有料道路料金、駐車場代 監督(指導者)、介助人及びトレーナーの交通費や宿泊費（各1名まで）。 ※交通費、宿泊費は、実費の額にかかわらず、静岡県の条例等により規定された額を上限とします。（参照「支払いの根拠となる証拠書について」）
負担金	大会等参加費、強化遠征等の団体への負担金

注1) 補助の対象外となるものの例

- ・東京 2025 デフリンピック競技大会
- ・ミラノ・コルティナ 2026 パラリンピック競技大会
- ・静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）の旅費
(注) わかふじスポーツ大会は社会参加のための大会なので対象外です。
- ・食事代、土産代
- ・記録証明書代、選手登録料、協会等登録料、パスポート申請費用

イ 補助対象が「報償費」「旅費」「使用料」「需用費」「役務費」「負担金」の方

報償費	外部指導者等に対する謝金
旅費	選手の交通費や宿泊費、有料道路料金、駐車場代 監督(指導者)、介助人及びトレーナーの交通費や宿泊費（各1名まで）。 ※交通費、宿泊費は、実費の額にかかわらず、静岡県の条例等により規定された額を上限とします。（参照「支払いの根拠となる証拠書について」）
使用料	施設の使用料、用具の賃借料
需用費 及び備	競技用品(競技に必要なもの。ウェア類は各2枚まで) 競技用具の改良や修繕(用具改良のため購入する部品、資材等を含む)

品等	テーピングテープ *10万円を超える競技用品の購入や修繕等については、注3）参照。
役務費	競技用具（艇のような大型のものに限る）輸送料 振込手数料
負担金	大会等参加費、強化遠征等の団体への負担金

注2) 補助の対象外となるものの例

- ・補助対象期間外の謝金や月謝等
- ・東京2025デフリンピック競技大会
- ・ミラノ・コルティナ2026パラリンピック競技大会
- ・静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）

(注) わかふじスポーツ大会は社会参加のための大会なので対象外です。
- ・チームで使用する物品や会場費等
- ・強化活動以外の場面で使える汎用性のある備品・物品（例 パソコン、ビデオカメラ、カメラ、変圧器）
- ・治療器具（例 マッサージボール）、風邪薬、酔い止め、胃腸薬、入浴剤
- ・サプリメント代、スポーツドリンク代、食事代、土産代、衣類等の荷物運搬費
- ・コピー代、郵券代、写真代、ファックス代、プログラム代
- ・記録証明書代、選手登録料、協会等登録料、パスポート申請にかかる費用

注3) 10万円を超える競技用品の購入経費を補助の対象として希望する場合

助成申請書を提出する前に、別紙1「競技・トレーニング用具購入、修繕・改良等申請書」を必ず協会に提出し相談してください。補助の対象となるか県に確認して回答します。来年度以降、状況調査を実施します。

注4) 30万円以上の競技用品を補助の対象にした場合

法令等で定められている耐用年数の期間内に、協会の承認を受けないで、助成の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付等することはできません。

(2) 補助対象期間

令和7年4月11日から令和8年3月1日まで。もしくは選手としての強化活動を終了した日まで。

4 申請の方法

(1) 提出書類

- ア 様式第2号「交付申請書」
- イ 様式第3号「強化活動計画書」
- ウ 様式第4号「強化活動のために必要な経費の内容及び額」

(2) 提出期限

令和7年8月27日（水）必着

(3) 提出の方法

協会に郵送してください。封筒の表面には「パラアスリート支援事業申請書在中」

と赤で書いてください。

«郵送先»

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内
公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会

5 事業計画の変更等

- ・必要な助成金の額が交付決定額より多くなる、または20%を超えて減る場合
 - 1 速やかに協会までご連絡ください。
 - 2 1の後、変更承認申請(申請要領 様式第5号と様式第4号)に必要事項を記入し協会に送付してください。
- ・助成交付辞退の場合
 - 1 協会までご連絡ください。
 - 2 助成交付辞退届(申請要領 様式第1号)を提出してください。

6 中間報告及び実績報告の提出と支払いの証拠書について

- ・提出書類は「中間報告及び実績報告要領」に定めるとおりです。
- ・中間報告は活動状況の調査です。中間での助成金の支払いはありませんので、ご注意ください。
- ・報告の提出締切は「中間報告・実績報告要領」で確認してください。
- ・助成金は、競技力向上のための強化活動にかかった経費のうちの自己負担額に対する実績払いです。中間報告や実績報告には支払いの根拠となる証拠書(領収証等)の添付が必要です。別紙「支払いの根拠となる証拠書について」を必ず読み、手配したり大切に保管したりしておいてください。

7 助成金交付までの流れ

別紙のとおりです。

8 注意事項

- ・本事業以外に国、地方自治体又は団体等(以下「他の機関」といいます。)から強化活動に対する助成を受けている場合には、本事業による助成の対象となりません。ただし、他の機関の助成を受けてもなお、自己負担がある場合には、その部分を対象とします。この場合には、中間報告又は実績報告時に他の機関の助成額がわかる書類等の添付が必要ですので、ご注意ください。
- ・その他不明な点があれば、協会にお問い合わせください。

«問い合わせ先»

〒420-0856

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会

電話: 054-221-0062

FAX: 054-651-2600

E-mail: s-spokyo@za.tnc.ne.jp